

県有林土地貸付要領

(趣旨)

第1条 本要領は、県有林用地貸付けの適正化を図り、その効率的な運用に資することを目的として定める。

2 県有林用地の貸付けにあたっては、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号。以下「財産条例」という。)及び熊本県公有財産取扱規則(昭和39年熊本県規則第17号)に定めるもののほか、この要領により行うものとする。

(貸付の対象)

第2条 県有林用地は、次の各号のいずれかに該当し、県有林経営上支障がないと判断される場合に貸し付けることができるものとする。

(1) 公用、公共用又は公益事業の用に供するとき

(2) 土地収用法(昭和26年法律第219号)その他の法令により他人の土地を収用し又は使用できるとされている事業の用に供するとき

(3) その用途又は目的を妨げない限度において、次のいずれかの用に供する場合

ア 県有林の所在する地域の住民及びこれらの者が組織する団体の農業、林業、水産業その他の生業の用に供する場合

イ 県有林の所在する地域の特産物の生産、加工等当該地域の産業の振興に寄与する事業の用に供する場合

ウ 生活環境の保全、災害防止その他の地域住民の福祉の向上のための施設の用に供する場合

エ 災害等に係る応急措置又は災害復旧の用に供する場合

オ 仮設の建物若しくは工作物又は臨時設備であって一時的に使用することが明らかなものの敷地の用に供する場合

カ 再生可能エネルギーを活用した発電施設については、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく再エネ促進区域の設定に関する熊本県規準」に基づき関係市町村が定める「促進区域」の指定、若しくは当該市町村の同意がある場合

(県有林土地貸付申請)

第3条 県有林用地の貸付けを受けようとする者は、県有林土地貸付申請書(別記第1号様式。以下「貸付申請書」という。)を所管の広域本部長(ただし、宇城、上益城、玉名、鹿本、阿蘇、芦北及び球磨地域振興局管内にあつては、所管の地域振興局長とする。(以下「広域本部長等」という。))へ1部提出するものとする。

2 貸付申請書には、誓約書(別記第2号様式)を添付するものとする。

ただし、県有林用地の貸付けを受けようとする者が国又は地方公共団体の場合は、この限りでない。

(保安林等の解除、許可)

第4条 保安林及び国立公園・国定公園及び県立公園特別地域内における県有林の貸付けは、それぞれ関係する法令に基づく解除または許可を受けたものに限る。

(現地調査)

第5条 広域本部長等は、貸付申請書を受理したときは、現地調査書（別記第3号様式）を作成し、処理するものとする。ただし、一時貸付（原則半年未満）以外の新規貸付けについては、現地調査書を添えて農林水産部長と協議するものとする。

（県有林土地貸付承諾書）

第6条 広域本部長等は、貸付予定地が分収林の場合は現地調査後に土地所有者と協議のうえ、土地所有者から県有林土地貸付承諾書（別記第4号様式）を徴するものとする。

（貸付期間）

第7条 有償貸付の場合の貸付期間は3年以内とする。

ただし、電柱類又はガスパイプ、水道管等の地下埋設物を設置するために貸付けを行うときは、5年以内とする。

また、財産条例第5条（無償貸付）に基づく貸付けの貸付期間は5年以内とする。

（貸付けの特約）

第8条 広域本部長等は、貸付けを承認したときは当該貸付けを申請した者との間に県有林土地貸付契約（別記第5号様式）を締結するものとする。

（借地標）

第9条 県有林土地貸付の承認を受けた者は、貸付地の区域を明確にするための借地標（別記第6号様式）を現地の主要箇所に掲示しなければならない。

（貸付料等）

第10条 土地貸付料は、次により年額を算出し、貸付期間が1年未満のものにあつては日割計算により算出する。

ただし、電柱類の設置に係る承認の場合は年額とする。

また、分収林における土地貸付料については土地所有者の収入とし、県有林土地貸付の承認を受けた者が、土地所有者の承認額を直接支払うものとする。

（1）端数整理

ア 電柱類及び電柱類の共架を除く貸付けについて、1件の貸付料の額が100円未満のときは100円とする。

イ 電柱類、電柱類の共架及び地下埋設物を除く貸付料の計算で、1㎡未満の端数は1㎡で計算する。

（2）通常の土地貸付の場合

貸付料年額＝ $A \times B \times 4/100$

A：貸付面積

B：地価（固定資産税評価額／対象評価面積または貸付対象地区を含む地価）

4/100：貸付率

（3）電柱類又は地下埋設物の場合

財産条例別表に準じて徴収する。また、電柱等の設置場所と対価の関係は、別表（事例）のとおりとする。

（4）索道支柱の場合

前項に準じて徴収する。

(5) 鉄塔敷等の貸付面積

鉄塔敷及び高圧線下敷の貸付面積は、鉄塔又は高圧線の最外側に 2 m の水平距離を加えた面積とする。

(6) 貸付けによって立木竹に損害を与えた場合は、「県有林立木竹等損害額算定要領」により算出した損害額を徴収する。

(7) 県有林用地を貸し付けた場合は、貸付料のほか、実査に要した調査費を別に徴収する。

ただし、財産条例第 5 条（無償貸付け）に基づく貸付けにあつてはこの限りでない。

(8) 貸付けによって残地の利用が特別の制限を受ける場合は、その面積の貸付料に相当する額の全部または一部を加算して定める。

(9) 貸付けによって当該土地が林地に復元することができないと思われる場合及び著しく復旧が困難な用途に貸し付ける場合は、当該林野の時価の 7 割に相当する額を当初徴収する。

（跡地検査）

第 11 条 広域本部長等は、県有林土地使用完了届（別記第 7 号様式）が提出されたときは、速やかに跡地検査を借受人立会のうえで行わなければならない。

（県有林貸付報告）

第 12 条 広域本部長等は、貸付実績について当該年度末までに県有林土地貸付報告書（別記第 8 号様式）により農林水産部長へ報告するものとする。

（消費税）

第 13 条 土地の貸付けは、消費税法第 6 条の規定により非課税とする。ただし、消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 8 条（1 ケ月未満の貸付及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合）に規定する土地の場合は、課税の対象となる。

附 則

この要領は、昭和 44 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 47 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年（2024 年）5 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年（2024 年）6 月 13 日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

県 有 林 土 地 貸 付 申 請 書

年 月 日

熊本県知事

様

住所

申請者

氏名

下記のとおり、県有林用地の貸付けを受けたいので承認くださるよう申請します。

記

貸付希望財産の 表示	
使用目的	
貸付希望期間	
貸付料の減免希 望の有無及びそ の理由	
添付書類	
適 用	

（備考）申請者が法人の場合は、その住所、名称及び代表者の氏名を記入する。

別記第2号様式（第3条関係）

誓 約 書

年 月 日

熊本県知事

様

住 所

申請者

氏 名

私（法人等にあつては、役員等を含む。）は、県有林の土地貸付申請を行うに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び法第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
また、これら暴力団及び暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有しておりません。
- 2 私は、暴力団の組織の維持及び拡大に資するような暴力団に有益な行為を行いません。
- 3 私は、貸付を受けた県有林地を暴力団の事務所若しくはその他これに類するものの用に供しません。
- 4 上記事項に反する場合、契約の解除等、熊本県が行う一切の措置について、異議、苦情の申立てを行いません。

別記第3号様式（第5条関係）

現 地 調 査 書 調査年月日： 年 月 日		
団 地		
事 業 名		
貸付予定地	林小班	
	所在地	
貸付目的		
調査所見		
貸付料 算出の基礎		
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで	
調 査 者	所属 職 氏名	
確 認 者	所属 職 氏名	

（備考）確認は、担当班長等が行うこと。

県有林土地貸付承諾書

年 月 日付け 号で照会されたこのことについては、
下記により承諾します。

記

1 土地の所在及び面積

2 承諾の条件

(1) 貸付料

(2) 貸付期間

3 その他の意見

年 月 日

土地所有者 住所

氏名

熊本県知事

様

県有林土地貸付契約書

収入印紙

熊本県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、県有林に係る土地の貸付けについて、次のとおり契約を締結する。

（賃貸借物件）

第1条 甲は、別紙〔末尾〕記載の土地（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙は、これを借り受ける。

（貸付目的等）

第2条 乙は、〇〇〇〇〇〇〇〇を目的として貸付物件を使用するものとし、当該目的以外の用途に供してはならない。

2 甲は、貸付物件を必要とするときは利用することができるものとする。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇月〇〇日から令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇月〇〇日までとする。

2 乙は、前項の期間を延長しようとするときは、当該期間の満了の日の60日前までに、その旨を記載した書面を甲に提出するものとする。

（貸付料）

【純県有林の場合】

《有償の場合》

第4条 貸付料は、年額〇〇〇〇〇円とし、甲の発行する納入通知書により支払うものとする。

《無償の場合》

第4条 貸付料は、無償とする。

【分収林の場合】

第4条 貸付料は、土地所有者の承認額を、土地所有者に直接支払うものとする。

（土地の用途変更等）

第5条 乙は、次のいずれかの事情が生じた場合は、あらかじめ、その旨を記載した書類を提出して、甲の承諾を受けなければならない。

(1) 第2条に定める用途を変更しようとする場合

(2) 土地を第三者に転貸し、又はその賃借権を譲渡しようとする場合

(3) 土地の現状を変更しようとする場合

（契約不適合責任）

第6条 乙は、この契約の締結後、土地に数量の不足その他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、貸付料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（危険負担）

第7条 乙は、その責めに帰することができない理由により貸付物件が滅失し、又はき損した場合は、甲に対して貸付料の減額を請求することができる。

(土地の維持管理)

第8条 乙は、土地を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(修繕義務等)

第9条 甲は、土地の修繕義務を負担しないものとし、当該土地の維持管理のために支出する費用は、すべて乙の負担とする。

(実地調査等)

第10条 甲は、この契約に定める乙の義務の履行状況について、随時実地に調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、甲において、貸付財産を公用若しくは公共用に供するとき又は甲が特に必要と認め貸付財産を必要と認めるときは、第3条第1項の貸付期間にかかわらず、相当期間を定めて催告の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の貸付期間にかかわらず、催告なくこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が虚偽の申請を行い貸付けを受けたとき。

《以下、個人の場合》

(3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

(4) 乙又は乙の使用人（条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下同じ。）が乙の行う事業に関し、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

(5) 乙又は乙の使用人が乙若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団の威力を利用したと認められるとき。

《以下、法人の場合》

(3) 乙が熊本県暴力団排除条例（昭和22年熊本県条例第52号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

(4) 乙の役員又は使用人（条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下同じ。）が乙の行う事業に関し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第2条第6号に規定する暴力団員

に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

(5) 乙の役員又は使用人が乙若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団の威力を利用したと認められるとき。

3 前2項の規定によるこの契約の解除によって生じた乙の損失については、甲は、その責めを負わないものとする。

(原状回復義務)

第12条 乙は、貸付期間が満了した場合又は前条の規定によりこの契約が解除された場合は、甲の指定する期日までに、乙の費用で土地を原状に復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が承諾した場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないことにより甲に損害を与えたとき、又は甲の立木等に損傷を与え損害を及ぼしたときは、甲の算定する損害賠償金を支払うものとする。

(契約の費用等)

第14条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の解決)

第15条 この契約について疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 (年) 月 日

甲 熊本県
代表者 熊本県知事

乙

【別紙：電柱等】

(貸付物件)

所 在 地	本 申 請				共 架		備考
	電柱番号	本柱	支柱	支線柱	共 架 者	番号	

【別紙：その他の土地】

(貸付物件)

- 1 団地名・林班等：
- 2 所在地：
- 3 面 積：

別記第 6 号様式（第 9 条関係）

借 地 標			林分
団地			小班
借 受 人	住 所 氏 名		
期 間 年 月 日から 年 月 日まで		用 途	面 積 m ²
		熊 本 県	

別記第 7 号様式（第 11 条関係）

県 有 林 土 地 使 用 完 了 届

年 月 日

広域本部長 様

借受人 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で貸付けを受けていた
下記物件について返還したいのでお届けします。

記

1 貸付土地の表示
所在
面積

2 貸付期間 年 月 日から
年 月 日まで